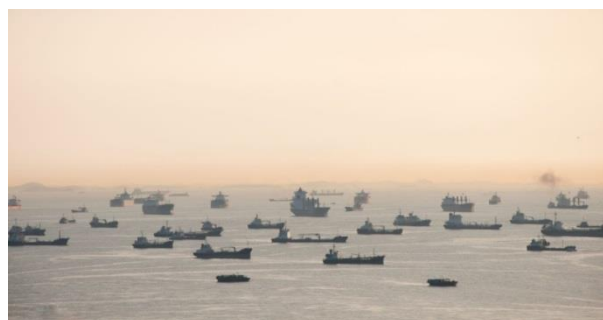


シンガポールにおける代理権の問題

こちらは、英文記事「[A question of authority in Singapore](#)」(2016年9月26日付)の和訳です。

シンガポールの控訴院は、今年初め、仲介業者が関与している燃料油供給契約において代理に関する法理が意味するところを明確にしました。

BUNGA MELATI 5 ([2016] SGCA 20) 事件において、上訴人のEquatorial Marine Fuel Management Services Pte Ltd (以下「EMF社」といいます。)は、外航船に燃料油を販売・供給しているシンガポールの会社であり、被上訴人のMISC Berhad (以下「MISC社」といいます。)は、世界有数の海運会社です。



背景と概要

マレーシアのMarket Asia Link Sdn Bhd (以下「MAL社」といいます。)は、MISC社が承認している燃料油供給会社で、同社は、燃料油仲介業者を通じて、複数の供給業者 (EMF社を含む) から調達した燃料油を、MISC社との間で締結した燃料油販売契約に従って、売主としての立場でMISC社の船隊に納入していました。

EMF社は、MISC社が所有もしくは運航する船舶に納入されたおよそ71,100 トンの燃料油の代金2170万米ドルの未払いがあり、今回のEMF社のMISC社に対する申し立ては、3つの契約に基づいて (以下「当該契約」といいます。) その支払いを求めたものでした。シンガポール高等法院の審理の中で、原告のEMF社は、(EMF社の契約相手方である) MAL社に関する以下の点を論拠として、MISC社には当該燃料油の代金を支払う義務があると主張しました。

1. MAL社は、MISC社の代理人として行為し、MISC社の代理として当該契約を締結するための実際の権限および/または表見代理権を有していた。
2. 上記に加えて、「禁反言による代理」が成立した、すなわち、MISC社は当該契約に関してMAL社が代理人として行為していたことを否認することはできない。

しかし、シンガポール高等法院は、MISC社に有利な判決を下し、訴訟費用負担請求とともにEMF社の申し立てを棄却しました ([2015] SGHC 190)。

これを受けて、EMF社は控訴院に上訴しました。

上訴

EMF社は上訴するにあたって、「禁反言による代理」が成立したという点の主張のみが許されました。EMF社は、(1)MAL社がMISC社の代理人であると自称して当該契約を締結していたことを認識していた、かつ、(2)当該契約はMAL社が自らの権利で締結しているのではないとEMF社が誤認していたにもかかわらずMISC社がその誤りを訂正しなかったとして、これらを根拠に、当該契約に関してMAL社が代理として行為していたことをMISC社が否認することはできないと主張しました。その論拠として以下の点を挙げました。

1. あらゆる取引において、MAL社がMISC社の代理人であると燃料油の全供給業者に対して表明していたことをMISC社は認識していた。
2. そのように認識していたにもかかわらず、MISC社は、契約相手方がMISC社であるとのEMF社の誤認を訂正しなかった。
3. さらに、MISC社は、MAL社が燃料油供給業者に対してMISC社の代理人であると不実表示することを奨励した。
4. EMF社はこの不実表示を信頼した結果として不利益を被った。すなわち、MAL社の不実表示がなければ、EMF社は当該契約を締結することはなかった。
5. したがって、MISC社は、当該契約に関してMISC社の代理人として行為していたことを否認することはできない。

しかし、控訴院は、EMF社の論拠を否定し、上訴を棄却するとともに、EMF社に訴訟費用の負担を命じた。

控訴院は、この結論に至るまでの過程において、「禁反言による代理」と「表見代理」に関する法理について詳しく検討したものの、禁反言による代理が表見代理とは異なる別個の法理であるか否かを判断するには至らず、従来の禁反言の法理の枠組みの中でこの問題に対処しました。それは、禁反言は以下の状況において成立するという考え方です。

- (i) 禁反言を申し立てられた当事者が（事実を）表明し、
- (ii) 禁反言を申し立てた当事者がその表明を信頼し、
- (iii) その表明を信頼した当事者が、そのことによって不利益を被った。

判決

控訴院は、以下の状況においては、沈黙または不作為によっても（事実を）表明したことになり得るといふ、既に確立された原則を支持しました。

1. 表明したとの推定を受ける者（MISC社）が、第三者に対して事実（この訴訟では、MAL社はMISC社の代理人ではなかったという事実）を開示する法的義務（単なる道義的義務でなく）を有していた。
2. 表明したとの推定を受ける者（MISC社）が、沈黙または不行為により、当該第三者（EMF社）の錯誤または誤解を訂正しなかった。

（積極的に）伝える義務が成立するためには、表明したとの推定を受ける者が、請求者が錯誤や事実誤認に依拠して物事を進めたことを知っていたという証拠がなければなりません。

事実誤認した当事者が、誤認が訂正されることを合理的に期待していたか否かを判断するには、各訴訟における事実を精査する必要があります

EMF社は、MISC社が認識していたことを証明する直接的な証拠を持っていませんでした。そのため、EMF社は、MAL社が自社の代理人として行為していることをMISC社が認識していたことを示す（とEMF社が言うところの）複数の確かな事実があり、そこから認識していたことを推定できる、と主張しました。

控訴院は、EMF社の主張に同意せず、そうした証拠はEMF社の主張を裏付けていないと判示しました。推定は、証明された事実からただ一つの推定しか導き得ない場合に限って認められるものであることから（控訴院は、本件においてこれを否定）、控訴院は、EMF社が推定されると主張していたMISC社の認識は証明されなかったと判示しました。こうして、EMF社が提起した訴訟は失敗に終わり、上訴は、棄却され、訴訟費用の負担も命じられました。

結論と推奨事項

BUNGA MELATI 5事件における控訴院の判決は、伝えないことが必ずしも禁反言による代理を生じさせるものではないことを認めたという点で、メンバーの皆様にとって好ましい判決です。ただし、この判決は、第三者が自己の代理人として行為していることが疑われる場合には、それについて調査し、取引相手に当該第三者の正確な立場を開示する積極的な義務を課される可能性があることをも示唆しています。

また、禁反言による代理が成立するか否かは個々の訴訟における事実関係によって異なることもこの判決から明らかになりました。したがって、実務的観点から、第三者が自己の代理人として行為していることが疑われる場合や、契約相手方から第三者が自己の代理人として行為していることを知らされた場合、次のような対応を取ることをお勧めいたします。

1. その第三者の正確な立場を相手方に直接伝える。
2. 疑いが生じた場合に社内スタッフが対応できるように内部報告手順を整備する。

英国法に基づく代理人と代理権に関するInsightの関連記事は、[こちら](#)からご覧になれます。

このGard Insightの記事に関する質問やご意見は、[Gard Editorial Team](#)もしくは[ガードジャパン](#)までご連絡ください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。